

第二十六回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三十九号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

阿左美廣治君 内田 常雄君

川野 芳平君 菅 太郎君

齋藤 憲三君 椎名悦三郎君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 中村庸一郎君

南 好雄君 山手 滿男君

横井 太郎君 佐々木良作君

佐竹 新市君 田中 武夫君

多賀谷眞稔君 中崎 敏君

永井勝次郎君 帆足 計君

八木 昇君

出席政府委員

通商産業政務次官 長谷川四郎君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

官(通商局長) 齋藤 正年君

通商産業事務官 齋藤 正年君

(軽工業局長) 川上 爲治君

中小企業庁長官 川上 爲治君

委員外の出席者

通商産業事務官 熊谷 典文君

(軽工業局長) 熊谷 典文君

化学第一課長 熊谷 典文君

通商産業事務官 新井 泰助君

(軽工業局長) 新井 泰助君

化学第二課長 新井 泰助君

専門員 越田 清七君

五月十四日

委員鈴木義男君辞任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委

員に選任された。

五月十三日

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件

合成ゴム製造事業特別措置法案(内閣提出第一五四号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)

中小企業に對する官公需の確保に關する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三〇号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)

百貨店法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二号)

○福田委員長 これより会議を開きます。

合成ゴム製造事業特別措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑を続行いたします。中崎敏君。

○中崎委員 私は国家的見地に立つて、日本の産業の正しいあり方などについて、私心を交えないで一つ質問をしたいと思つてあります。

そこで第一に、この法案の提出までの過程並びに審議の経過から見ますと、何だか割り切れないものがあるの

でありまして、こうした問題は今後の

運営等を通して最も明朗に持つていくべきものだというふうに考えておるの

であります。そこで、私たちは元米この法律案を根本的に考え直しをして、

そうして特殊会社の形態とする、たと

えば国家が相当の金を投じてこの産業

を助長するという考え方の上に立つて

おるのでありますから、一応この特殊

会社の形態を持たすべきであるとい

うふうな考え方もあったのであります

が、何しろこの産業の発展を一日もす

みやかにさせる必要があるということ

などを考慮いたしましたして、そうして一

応現在の法案の姿において進行をは

かかっていきたいというふうな考えでお

るのであります。さて、さうした欠陥

を補う意味において、まず第一に、今

までややもしますと国会ではいろいろ

答弁がされておるにもかかわらず、そ

の後の運営は必ずしも国会における言

明の線に沿わないで、ときには政治的

ないろいろな動きやあるいは官僚的意

図によつて曲げられるというふうな場

合がしばしばあるのであります。こ

ういうふうなことを再びならしむる

ために、形の上は別として、少くとも

実質的には特殊会社的なものであると

を決定する上において、さらにあらた

めて政府側からこの所信を明らかにし

てもらいたいと思つてあります。

○齋藤政府委員 大へんごもつとも

こととさせていただきます。この会社の発足は

国会終了後になりますけれども、適当

な機会にその進行状況を御報告したい

と思つてあります。なお会社としていろいろ

な事業計画の具体的なものがきまりま

すれば、さらにそのときに御報告する

というふうに、逐次御報告をしていき

たいと思つてあります。

○中崎委員 次にこの株式の引き受け

ということとは最も重要な事項でありま

して、一応これは民間の会社的な形態

をとつて発足するというのであります

から、ことにそれが重要だと考えてお

るのであります。今までの質疑を通し

まして、ゴム工業の關係者の引き受け

る株は、開銀の出資は別として、約そ

の三分の二見当を予定しているという

のであります。元米この会社の製品

の供給を受ける需要者が、業界全体と

してはほとんど独占的な形においてそ

の供給を受けるという關係等もありま

して、それが株式の三分の二も持ち

支配的な立場を持つということは、利

害の相反する上において適正を欠くの

ぢやないかというふうな点もありません

ので、この点についてはあまりにそう

した過大なウエイトを持たせないこと

が必要ではないかと考へるのでありま

す。従いましてまた原料の供給者等に

ついて、同じような意味において、

あまり過大にウエイトが株式の上にお

いてかかることは適當でないというふ

うにも考へられますので、今まで政府

の言明されておつた点について、もう

一度検討する余地があるのかどうかと

いうことをお尋ねしたいのでありま

す。要は株式の場合においても、あま

りにある特別の利害關係のある者が、

しかも少数の業者であるというなら

すが、ほとんど全部を網羅した形にお

いてその需要者がある場合、しかも国

策的な意義を持ったものであつて、相

当広い分野からこの株式などを募集さ

れるという性格の場合において、あま

りに片寄り過ぎた株式の持ち方は當

得ていないのぢやないか、さらにまた

人事の問題についても、あまりにこれ

が強く反映をして、そうして国策会社

で国民の大きな犠牲の上に作られたも

のが、ある特別の業界のために非常に

利益を壟斷される形に陥るような運営

は適當でないと思へるのであります。

この会社の性格にかんがみて、株式の

引き受け並びに主たる役員等の点につ

いて公正妥當な一つのあり方が望まし

いと思つてあります。この点どう

かということをお尋ねすると同時に、

もう一点、そのかわりゴム工業界の協

力を得る必要があるのはもちろんのこと

とでありまして、むしろこの合成ゴム

工業が今後誕生して、いよいよ製品が

できる場合においては、天然ゴムより

も特殊の加工上の困難性があつて、そ

ういふものについては従来ややもすれ

ば中小のゴム工業は非常に不安定な立

場に立つておるのだから、そういうも

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

のを今回の機会において特別に助長する上において、あるいは工業組合とかそのほか協同的な中間体を作る、そういう施設を作る上において政府がその必要な協力をするという育成の考え方を、大体この二点について政府の考え方をお尋ねしておきたいのであります。

○齋藤政府委員 新会社の株式及び役員に關しての御質問でございますが、合成ゴムという製品は、さしあたり現在のところはほとんどゴム業者だけが使う品物でございます。従つてゴム業界がこの会社に対して協力するかどうかということが、この会社の存立あるいは順調な發展というふうなもの一番大事な点でありますので、われわれといたしましては、ゴム業者全部に参加してもらひまして、業界の共同の会社だ、そういう意識を十分持つて運営してもらひたい、そのように考えております。なお技術関係あるいは原料関係の者もやはりできるだけ広い範囲で入ってもらひまして、この会社の運営に協力してもらひたい、このように考えておるわけでありませう。もちろん株式の引き受けにつきましては、特定の二、三の会社が支配的な力を持つような形にならないように、われわれとしては十分業界を指導していききたいと考えております。役員につきましても全く同じでございます。特定の企業が特別な支配力を持つようなことが絶対にないよう監督していききたい、ただし株式について申しましたように、業界が心から協力できる形に持つていくことは、役員構成についても必要ではないが、このように考えております。

それから御質問の第二点の、中小企業に対する対策でございますが、これは全く仰せの通りでございます。この会社の生産量のうちで相当部分は、どうしても中小のゴム業者に使つてもらわなければならないのであります。現在の設備だけで十分使い切れないうような業者につきましても、今お話しした協同組合のような制度が多分適当だと思つて、そういう組織を使ひまして、十分使ひこなせるように政府の方としても援助したい、またこの新会社としても当然そういう方面に努力をすべきであると思つております。

○中崎委員 ちょっと最初の点について釈然としないものがあるのもう一度質問してみたいと思つて、この会社はゴム関係業者の自分たちの会社であるという考え方を持つて進んでいきたいというのであります。これはゴム関係業者の自分たちの会社であると同時に、国民の会社でもある。同時に原料を供給する者の会社でもある。あるいは技術の關係を持つところの会社側方面の会社でもある。お互いが持つて持たれつて一つのものを作り上げていくのだという考え方を上につけていくのだということを確認願つると同時に、元来この人造ゴムは、ゴム業者が使うのだ、これはわかっている。ところが現在においても外国からほとんど輸入して使つてゐる。しかも外国から輸入して使つたものと同一価格の、同じ質のものも今度の会社において提供するということがなつてゐるのだから、好んで外国から輸入する必要はない。国内のゴム業者は、この会社ができるまでに、どこから買つても、

はきまりきつてゐる。しかもこの会社は一べんに四万五千トン作るのではなく、最初はごく少量で、だんだんと民間のそうしたものの需要にびしやつと合うように施設とか技術とか、生産が進められることになつてゐる。そういう意味において、必ずしも七割に近いような株を持たせぬでも、あるいは代表者その他の重要な人事がそういうものだから、そういうことも含めて公正に——ウエートをどつちにもかけるな、三つにも四つにも割れという考え方はないのだけれども、あまりにも一つに片寄り過ぎて、その発言が大勢を支配するような、そういうやり方ではないか。この前のように、ゴム業者の一、二がそうしたというのなら、これは一、二の特定の会社に指導力を持たせないということは言えるかもしれないが、ゴム工業が丸となつて独占的な形においてやるのだから、そういうことが言われる。それから一、二の会社がどうのこうのというのではなしに、ゴムならゴムの需要者、その方面にもあまりに大きなウエートをかけ過ぎてはいけぬのではないか、こういうことを言うてゐるのだから、この点も含んで、今私が言ったようなおおよその線において、結局において、そういう妥協な結論を生むような運営をしてもらいたい、こういうのが私の希望なんです。そういう点についても一度一つ……。

○齋藤政府委員 先ほどお答えしましたのが不十分だかと思つて、これは全くお話し通りでございます。株式の引き受けでも、役員を選任でも、特定のグループに支配権を持たせ

るような、そういうやり方はもちろんいたす考えはございません。大体資本金の半分近く政府資金を出しますから、その辺は出資者としての政府の立場、また広く国民の立場というものも当然会社の方へ反映さしていかなければなりませんし、原料供給者なり技術の提供者なりの正当な立場というものも、当然生かされなければならぬというところは言うまでもないことである。その点は十分気をつけていきたく存じております。

○中崎委員 問題があるのですが、この程度にして……。

○福田委員 これにて質疑は終局いたしました。

○福田委員 速記をやめて。

〔速記中止〕

○福田委員 速記を始めて下さい。引き続き本案を討論に付します。通告がありますのでこれを許します。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 ただいま議題になつております合成ゴム製造事業特別措置法案について、日本社会党を代表して討論を行わんとするものであります。

まず、合成ゴムの國産化の必要性について、今さら多言を要しないと思つて、この点につき政府の積極的な政策については賛意を表するものであります。しかし合成ゴム製造の会社の性格について一言いたしたいと思つて、

本法によりますと、本年度は開發銀行による出資によつて出資し、その後一年後において政府の直接出資に切りかえることになつてゐるのであります。しかも一年後の会社の性格については、いまだ不明確であることはまことに遺憾であります。政府出資の会社

は、従来は電源開發会社が、石油資源開發会社のごとく特殊法人となつており、政府出資をする以上は当然であると思つるのであります。もし民間会社として育成するのでありますならば、政府出資とする要はなく、補助金制度、融資制度として産業振興をはかるべきであり、新たな形態の株式会社を設立すべきではないと思つてあります。本法施行後、一年後の会社の性格を不明確にし、暫定処置を本文にして本内容とすべきものを、附則第三項としてゐる妙な法体系と言わざるを得ないのであります。われわれはこの会社の性格の不明確なもの設立を容認することは、国会の権威からいつてもいさぎよしとしないのでありますけれども、合成ゴム製造の緊急性を痛感いたしますがゆゑに、ここに賛意を表する次第であります。政府はこの点を十分留意せられて善処せられんことを要請し、討論にかえる次第であります。(拍手)

○福田委員 これにて討論は終局いたしました。

合成ゴム製造事業特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員 起立総員、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、佐々木良作君外一名より、本案に対し自由民主党及び日本社会党両派共同提案にかゝる付帯決議を付したいとの提案がなされております。佐々木良作君に発言を許します。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 お許しを得まし

て、まず付帯決議の案文を朗読させて
いただきます。

合成ゴム製造事業特別措置法案
に対する付帯決議案

政府は、本法の施行にあたって
は、次の諸点に特に留意すべきであ
る。

- 一、日本開発銀行の出資による方式を政府出資に切り換えるに際し、合成ゴム会社の性格を明確化し、政府出資を受け入れるにふさわしいものたらしめること。
- 二、本法による会社の設立並びに運営の経過については、適時国会に報告すること。
- 三、本法による会社の製品について中小企業者の利用を容易ならしめるよう、中間加工施設の整備をはかること。
- 四、本法による会社の株式の引受並びに主たる人事については、利害関係の深い特定のものに集中しないよう指導すること。

以上であります。
これは御説明するまでもなく、ただいまの同僚多賀谷委員の討論の中にもありましたように、まず第一点におきましては、本法によって設立される合成ゴム会社の性格がこの法律の中では必ずしも明確でないでありまして、これが本格的に特殊産業として政府が育成に当るべきものなのか特定な段階にいくと、完全に民間産業として発展させようとするものであるか、不明確な内容を持ったものでありまして、本法もそのことを承知した上で、一年後におきましては開銀出資を政府出資に切りかえるということを明確化しておるわけでありまして、従いまして政府出

資に切りかえるに際しては、今不明確となつておるところの性格を明確に打ち出すべきであるということも言つたわけであります、それが第一点であります。

第二点は、これは申すまでもないことであり、申すまでもないこと、今申し上げましたような立法であり、暫定的な性格を持つておる立法であります。その会社の設立から運営の経過並びに一年後の切りかえの方法等につきまして、適時国会に報告をし、そうして最初の本法の目的を逸脱しないように、目的に、沿うような運営がされるように、沿うような注意であります。

それから第三番目の問題も、申すまでもないことであり、申すまでもないこと、特に中小企業者の利益を容易ならしめるような施設を整備し、特別に注意を喚起しておいたわけであります。最後の第四番の問題も、これも言うまでもないことであり、申すまでもないこと、特別に性格の不明確な法律による会社であります。特に監督官庁でありますところの通産省の指導方針を明確にしまして、本法の運用に遺憾なきを期したいという趣旨のものでありますので、皆さんの御同意を得て、全会一致の付帯決議たらしめたいと存するわけであります。

○福田委員長 採決いたします。佐々木良作君の御提案の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○福田委員長 御異議なしと認めましてさよう決定いたします。
この際、通産産業政務次官より発言を求められておりますのでこれを許します。長谷川政務次官。

○長谷川政府委員 ただいまの御決議に對しまして一言ごあいさつを申し上げます。審議の過程において御意見のあつた点と、さらに本決議案の御趣旨は十分尊重をいたして参りたい所存でございます。

○福田委員長 お諮りいたします。本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。
○福田委員長 次に、昨十三日参議院より送付せられ、本委員会に付託せられました輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りま

す。
これよりその趣旨の説明を求めるところにいたしますが、参議院において修正された議案が原案となつて本院に送付せられておりますので、本案の説明聴取に際し、参議院の修正点につきましても、便宜上政府より説明を聴取することにいたします。長谷川通産産業政務次官。

輸出入取引法の一部を改正する法律案
輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六章 輸出、輸入及び輸出入調整に關する命令（第二十八條―第三十二條）
第七章 指定機関（第三十二條の三―第三十三條）
第八章 雑則（第三十三條―第四十條）
第九章 罰則（第四十一條―第四十七條）

第六十六條から第六十六條まで」に、「第三号から第十二号まで」を「第三号から第十一号まで」に、「第百五條及び第百六條」を「第百五條、第百五條の四及び第百六條第一項」に改め、「同条第三項中「十分の」とあるのは「五分の一」との下に、「千人」とあるのは「五百人」とを加え、同条第二項中「第五十九條から第六十一條まで（剰余金の配当等）」を「第五十九條第一項及び第二項、第六十條、第六十一條（剰余金の配当等）」に、「第百十五條第十三号及び第十四号」を「第百十五條第十二号から第十四号まで」に改める。

第十二條の二」を加える。
「第六章 雑則」を第六章 輸出入及び輸出入調整に關する命令に改める。
第二十八條第一項及び第二項中「認めるときは」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第五項を次のように改める。
5 通産産業大臣は、第一項又は第二項の通産産業省令を制定する場合において、その省令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その省令に係る事務の一部を輸出組合に処理させることができる。

第七條の二第一項に次の一号を加える。
三 外国における資源の開発により生産される貨物が継続的に輸入されるものが確実にないため、その資源の開発を行うことができず、その貨物の輸入を確保することが困難となり、又は困難となるおそれがあること。
第十九條第一項中「第六十二條から第六十六條まで」を「第六十二條、第六十三條第一項、第三項及び第四

項、第六十四條から第六十六條まで」に、「第三号から第十二号まで」を「第三号から第十一号まで」に、「第百五條及び第百六條」を「第百五條、第百五條の四及び第百六條第一項」に改め、「同条第三項中「十分の」とあるのは「五分の一」との下に、「千人」とあるのは「五百人」とを加え、同条第二項中「第五十九條から第六十一條まで（剰余金の配当等）」を「第五十九條第一項及び第二項、第六十條、第六十一條（剰余金の配当等）」に、「第百十五條第十三号及び第十四号」を「第百十五條第十二号から第十四号まで」に改める。

第十二條の二」を加える。
「第六章 雑則」を第六章 輸出入及び輸出入調整に關する命令に改める。
第二十八條第一項及び第二項中「認めるときは」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同条第五項を次のように改める。
5 通産産業大臣は、第一項又は第二項の通産産業省令を制定する場合において、その省令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その省令に係る事務の一部を輸出組合に処理させることができる。
第二十八條第六項中「規定による指定」を規定により第一項又は第二項の通産産業省令に係る事務を輸出組合に処理させることができる場合に、「限り行うことができるもの

とする」を「限る」に改め、同条第七項を削る。

第二十九条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三十条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第二十八條第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第三十一条第一項中「場合に限り」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十二条中「第三十條第四項を」「第二十九條第二項、第三十條第三項」に「規定による指定を受けた」を「規定により第二十八條第一項若しくは第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。」「第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。若しくは前条第一項の通商産業省令(以下「規制命令」という。))に係る事務を処理する」に改め、「若しくは職員の下に」であつてその事務に従事するもの」を加え、同条の次の次の一条を加える。

(役員)の解任)
第三十二条の二 通商産業大臣は、第二十八條第五項(第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十

一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合又は輸出入組合の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第三十二条の二の次に次の一章を加える。

第七章 指定機関

(指定機関)
第三十二条の三 輸出業者は、貨物の種類ごとに政令で定める法人(以下「指定機関」という。)から購入したものでなければ、政令で定める種類の貨物(以下「指定貨物」という。)をその種類ごとに政令で定める仕向地(以下「指定仕向地」という。)に輸出してはならない。

ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の政令は、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引に係る適法な共同行為において輸出業者が当該貨物を購入すべき法人又は生産業者若しくは販売業者が当該貨物を販売し若しくは販売することを委託すべき法人を一つに限って定めており、かつ、次の各号に適合する場合において、輸出入の秩序の確立又は輸出入貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため特に必要があり、かつ、適当であると認められるときに、当該特定の種類の貨物、当該法人及び当該特定の仕向地について定めるものとする。

一 輸出業者が当該法人から購入して当該仕向地に輸出している当該貨物の額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に對し相當の比率を占めていること。

二 当該法人が当該仕向地に輸出すべき当該貨物の購入(販売の受託を含む。以下同じ。)及び販売の業務を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有すること。

三 当該法人が申出をしたこと。

第三十二条の四 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前条第一項の政令が制定されたときは、当該指定機関が当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の販売の業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。これに変更があつたときも、同様とする。

第三十二条の五 指定機関は、当該指定仕向地に輸出すべき当該指定貨物の購入及び販売並びにこれに付帯する業務(以下「指定業務」という。))以外の業務を行つてはならない。ただし、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(業務)
第三十二条の六 指定機関は、指定業務を誠実に公正に行わなければならない。

(業務の方法)
第三十二条の七 指定機関は、毎事業年度開始前に(指定機関となつた日の属する事業年度にあつては、指定機関となつた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣に提出しなければならない。

第三十二条の八 指定機関は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の許可を受けなければ、指定業務の全部又は一部を休止し、又は中止してはならない。

2 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(定款の変更等)
第三十二条の九 指定機関の役員は、委任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣の認可を受けなければならない。

物についての主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(役員)の解任)
第三十二条の十 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、指定機関の業務を行う役員がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は第三十二条の六第一項の認可を受けた業務の方法によらないで指定業務を行つたときは、これを解任することができる。

(監督命令)
第三十二条の十一 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第三十二条の十二 通商産業大臣及び当該指定貨物についての主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定機関からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、指定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)
第三十二条の十三 第三十二条の規

定は、指定機関の役員又は職員であつて、指定業務に従事するものに準用する。

第三十三条の前に次の章名を加える。

第八章 雑則

第三十三条第二項中「部分以外の部分」の下に「及びこれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、指定業務に關し指定機関が行う正当な行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第三十四条第二項中「第五條の三第一項」の下に「又は第三十二條の六第一項」を加える。

第三十七條中「若しくは第二十一條を」と、「第二十一條若しくは第三十二條の三第一項」に改める。

第三十八條第一項中「第六條第一項若しくは第二項又は第十八條（第二十七條において準用する場合を含む。）を」と、「第六條第一項（第十一條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七條の二第三項（第十九條の四第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。）、第十八條（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）又は第三十二條の二」に改め、同條第二項中「第六條第三項」の下に「又は第三十二條の十」を加える。

第三十九條第一項中「処分」の下に「又は第二十八條第五項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項）において準用する場合を含む。」を加える。

十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合がその事務の処理として行った行為を加える。

「第七章 罰則」を「第九章 罰則」に改める。

第四十一條の次に次の二條を加える。

第四十一條の二 第二十八條第五項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するものが、その職務に關して、わいろを受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一條の三 前條第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二條中「又は第二十八條第

四項」を「若しくは第二十八條第四項」に改め、「命令」の下に「又は第三十二條の三第一項の規定」を加える。

第四十三條第四号中「第三十二條」の下に「（第三十二條の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四條の次に次の一條を加える。

第四十四條の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の五第一項の許可を受けないで、指定業務以外の業務を行つたとき。

二 第三十二條の六第一項又は第三十二條の七第一項の認可を受けないで、指定業務を行つたとき。

三 第三十二條の八第一項の許可を受けないで、指定業務を休止し、又は廢止したとき。

第四十五條第三号中「又は第五條の四」を「若しくは第五條の四又は第三十二條の十二第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十五條の二 次の場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の七第二項の規定に違反して、同項に掲げる書類を提出せず、又は不実の記載をしたその書類を提出したとき。

二 第三十二條の十二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 指定機関が第三十二條の十一の規定による命令に違反した場合には、その行為をした指定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十一号の二中「認可する」と「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号の六中「認可する」と「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

4 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の六の二中「認可する」と「認可し、及びその物資に係る指定機関を監督する」に改める。

第二十四條第一項第五号の三の二及び第二十七條第一項第十四号の三の二中「認可」の下に「及びその物資に係る指定機関の監督」を加える。

5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号中「認可する」と「認可し、並びに指定機

関を監督する」に改める。

輸出入取引法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和三十一年五月十三日
參議院議長 松野鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

參議院送付案中同院修正に係る条文を掲ぐ。
小字及び一は修正

第三十二條中「第三十條第四項」を「第二十九條第二項、第三十條第三項」に、規定による指定を受けた」を「規定により第二十八條第一項若しくは第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。」に改め、同條第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）若しくは前條第一項の通商産業省令（以下「規制命令」という。）に係る事務を処理する」に改め、「若しくは職員」の下に「であつてその事務に従事するもの」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（役員解任）
第三十二條の二 通商産業大臣は、第二十八條第五項（第二十九條第二項、第三十條第三項又は第三十一條第二項）において準用する場合を含む。）の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出入組合、輸出入組合又は輸出入組合の役員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員たるに適しない非行をしたと認め

○当該輸出組合、輸入組合又は輸出組合に對し、これを解任するに當り、前項の報告があつたときは、当該輸出組合、輸入組合又は輸出組合は、正当な理由がない限り当該報告に係る役員を總會の議決で解任しなければならない。

第三十七条中「若しくは第二十一条を」と、第二十一条を「若しくは第二十一条の三第一項に改める。」

第三十八条第一項中「第六條第一項若しくは第二項又は第十八條(第二十七條)において準用する場合を含む。」を「第六條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。」

第十九條の四第三項において準用する場合を含む。、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。、第十八條(第十九條の六)又は第二十七條において準用する場合を含む。又は第三十二條の二に改め、同條第二項中「第六條第三項」の下に「又は第三十二條の十」を加える。

○長谷川政府委員 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

輸出入取引法は昭和二十七年八月に制定されて以来、二十八年八月、三十年八月の改正を経て、今回第三回目の改正となるわけであり、この間、輸出入取引法に基き三十四の輸出組合、一の輸出入組合が設立され、現在約七十件の輸出または輸入に関する協

定の締結、組合員の順守すべき事項の設定が行われ、関係業界の自主的協調態勢の強化も見られるべきものがあり、しかしながら、輸出輸入ともに過当競争がなお依然として行われ、わが国貿易の健全な発展上種々の障害を与える事例が断つていないことは御承知の通りであります。申すまでもなく、ひとりわが国貿易の健全な発展をはかるためのみならず、国際貿易の円滑な遂行に寄与するためにも、一日も早くかような過当競争を排除し、輸出入取引、輸入取引の秩序の確立をはかることが、わが国貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。このたび提案をいたしました輸出入取引法の一部を改正する法律案は、かような過当競争の排除と貿易における協調態勢の確立を意図するものでありまして、その主要な改正点は、次の通りであります。

第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸入取引条件を課せられる場合に、これを改善するため必要な協定を締結できることとし、また外国における資源の開発に資するための協定も新たに認めることとした。第二に、輸出、輸入または輸出入調整に関するアウトサイダー規制命令が行われる場合に、その命令にかかる事務の一部を輸出組合、輸入組合または輸出入組合に処理させることができることとし、事務処理の効率化と簡素化をはかることとした。第三に、輸出の過当競争に伴う安値輸出が行われる結果、輸出価格の維持安定をはかることができないのみならず、生産業者または販売業者の経営の安定も阻害されるため、これに對処して輸出業者と生産業者または販売業者との中間に共同の買い取りまたは販売機関が設立されている場合に、特に必要があると認めるときは、この機関を法律上の一元的な買い取りまたは販売機関とし、その業務の公正を確保するため所要の監督を行うこととした。

これを要するに、この法律案はわが国貿易の特質と現状に即応するよう、輸出入取引法の規定をさらに整備し、輸出取引及び輸入取引の秩序確立並びにわが国貿易の健全な発展をはかることとするものであります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切望する次第であります。

○福田委員長 この際松尾通商局長より本案に對し補足説明をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。松尾通商局長。○松尾通商局長 お手元に輸出入取引法改正要綱をお配りしてありますので、それを読みながら若干補足説明をさせていただきます。

第一に輸入協定の締結事由の制限の緩和であります。輸入業者は、次の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号の事由を除去するため必要と認めるときは、輸入に関する協定を締結することができることとする。一、輸出国における輸出の競争制限、その輸出国からの他の外国の輸入の競争制限、わが国の輸入過当競争等の原因により、国際的取引条件等に比して著しく不利な輸入取引条件が課せられ、またはそのおそれがあること。二、通商協定の実施等のため、貨物の輸入が必要である場合に、その貨物の価格が高いか品質が異なるため輸入が困難となり、またはそのおそれがあること。三、外国における資源開発促進のため、その開発によって生産される貨物の継続的な輸入を共同して保障する必要があること。若干説明を加えさせていただきますが、一、二、三と三つ号を掲げてありますが、二号は現行法にもあるわけであり、説明を省略いたします。第一号が若干現行法とは改正されたのであり、三号が今回新しく追加されたのであります。先ほども提案理由の中で御説明があつた通りであります。現在の輸入業者が輸入協定を締結し得る場合、また輸入組合が設立される場合におきまして、組合が組合員の順守すべき事項を定める、こういう非常な制限をされておるのであります。それを今回最近の輸入取引の事態に即応するように輸入協定を締結し得る場合をかなり範囲を拡大したいという趣旨でございます。

まず第一号から説明を申し上げます。まず、現行法によりまして、相手国におきまして輸出競争制限なりあるいはわが国の輸入の過当競争がありまして、その結果国内の関係事業者または一般消費者の利益を著しく害するようなどきでなければ輸入協定の締結が認められないということになっております。それを今回は輸出国における輸出の競争制限のほか、その輸出国からの他の外国、いわゆる日本から見ますと日本の競争国の輸入競争制限、わが国の輸入過当競争というより、原因から、国際的取引条件に比べて著しく不利な輸入取引条件が課せられ、あるいはそのおそれがある場合に、輸入業者が協定を締結できるといふように範囲をかなり拡大しようという趣旨でございます。

れておるということにもあるのではな
いかと思うのであります。必要が痛感
されながら、実情はそのようにうまく
行っておりませんので、今回こういう
業者が協定を得る場合を拡大をし
して、輸入貿易の秩序の確立なり輸入
貿易の健全な発達に資したいという趣
旨でございます。

それから次に移ります。第二アウト
サイダー規制命令にかかわる事務の処
理、通商産業大臣は、アウトサイダー
規制命令の円滑な実施をはかるため必
要があると認めるときは、その命令に
かかわる事務の一部を輸出組合、輸入
組合または輸出入組合に処理させるこ
とができることとする。なおこの場
合において、通商産業大臣は、その組
合の役員が命令にかかわる事務を不当
に処理した場合等は、これを解任す
ることができることとする。

現行法によりますと、通商産業大臣
がいわゆるアウトサイダー規制命令を
出した場合には、たとえば通商産業大
臣の承認を受けなければならぬとい
う命令を出しました場合には、通
商産業大臣の直接管理になるわけであ
ります。すなわち直接通商産業大臣の
承認を受けるということになるわけで
あります。その場合におきまして
も、現在通商産業大臣の輸出承認に
関する事務を処理するために必要があ
る場合には、特定の輸出組合を経由
しまして、輸出承認申請に関する書類
を提出させることができるようになつ
ておるのであります。これを經由組合
の制度と申しております。もちろんこの
經由組合の制度もかなりの
効果もあるわけですが、この制
度は輸出入秩序確立のために、政

府による直接管理のほか、業界にお
ける相互監視機能を活用するというふ
うな点におきまして、かなりの効果
があることはもちろんでございますが、最
近におきます輸出組合の機能の強化と
協定活動の活性化にかんがみまして、
この經由組合の制度を一步進めまし
て、単なる書類の經由事務にとどま
らず、アウトサイダー規制に関する相
当の事務を関係の組合に処理させるこ
とができることしようということによ
りまして、經由組合の制度をより以上
に能率的にこの事務の処理をさせよ
う、こういうわけであります。この点
につきまして参議院におきまして修正
をされましたのは、この事務の一部を
関係の組合に処理させることができる、
この場合ももちろん政令をもっていたす
のであります。この場合に輸出入取引
審議会に諮問をして、この事務の一部
を処理させるといふふうに修正をせら
れたのであります。政府原案におきま
しては、アウトサイダーの規制命令は
もちろん審議会にかけるという建前に
なっておりまして、事務を一部処
理させるといふ場合には、審議会に諮
問する必要もなかるうかと思つたので
あります。なお慎重を期するとい
う意味におきまして、輸出入取引審議会
に、この事務処理の場合にも諮問する
ということに改正をせられたのであり
ます。なおこの場合におきまして、通
商産業大臣は、その組合の役員が事務
を不当に処理したり、役員たるにふさ
わしくないような非行のあった場合に
おきまして、これを解任することがで
きることにいたしました。いわゆる組
合の統制を受ける業者側の利益保護を
はかつたのであります。この解任をす

ることができるといふところは、参議
院におきまして、少しきつ過ぎるので
はないかという事で、解任の勧告と
いうことに改正をせられたのでありま
す。次は第三に移ります。「第三、指定
機関、輸出貨物の国内取引にかかる適
法な共同行為により、その貨物の一元
的な購入または販売の機関が設立され
ており、かつその機関が次の各号に該
当する場合であつて、しかも輸出入取
引の秩序の確立または輸出貿易の健全な
発展に對して生じている著しい支障を
除去するため必要があり、かつ適當であ
ると認められるときに、政令でその機
関を指定した場合は、輸出業者はその指
定を受けた機関(以下「指定機関」とい
う)から購入したものでなければ、そ
の貨物を輸出してはならないこととし
る。一、輸出業者がその購入した
は販売の機関から購入して輸出してい
る額がその貨物の総輸出額に對し相当
の比率を占めていること。二、その購
入または販売の機関が十分な経理的基
礎を有していること。三、その購入ま
たは販売の機関が指定機関として指定
されたい旨の申出をしたこと。2 指
定機関の業務の方法、事業計画等業務
に關する重要な事項について通商産業
大臣及び当該貨物について通商大臣
は所定の監督を行うこととする。

3 独占禁止法の規定は、指定機関の行
う正当な行為に於ては、適用しないことと
する。この指定機関の指定に當りまして
は、生産業者または輸出入業者の段階に
おきまして適法な共同行為があらまし
て、たとえば輸出業者ならば輸出入取
引法、製造業者ならば今回制定せられ
んとしております中小企業団體法、ある
いは輸出水産物の製造業者であるなら
ば輸出水産物振興法というような、そ
れぞれの法律に基きまして、関係のこ
の組合が適法な共同行為によりまし
て、すでにこういう一元的な共販機関
として設立されておりまして、かつその当該
業者からこの機関を指定機関にするよ
うにしようとした出があり、政府の方で
いろいろな判断を加へまして、その機
関の設立が必要であり、かつ適當であ
ると認められた場合に、初めてこの共販機
関を法律上指定機関として認めるわけ
であります。

〔委員長退席、佐本委員長代理着
席〕
認めた場合におきましては、あらゆる
貨物はそこを過ぎなければ輸出ができ
ないということにせんとするのであり
ます。ということとは、現行法のもとに
おきまして、いろいろのアウトサイ
ダー規制命令等を加へまして、輸出
業者が海外の業者に對しては、輸出
トとか、あるいはまたひいては輸出業者
が生産業者に對する買いたたきとい
ふような行為が裏面にありまして、いろ
いろな措置をもつてしても輸出価格の
安定といふことができない場合があ
なり多いのであります。そういう場合
に、この輸出業者と生産業者との中間
にかかるといふ一元的な機関を認めま
して、その機関を通して売買取引をす
ることにしようとするのがこの趣旨であ
ります。従いまして、この指定機関の指
定を受けまして、この機関はかなり独占
的な一元的な機関になりますので、
十分な監督を加へる必要があるとい
ふことで、この指定機関の基本的な事項
になりまして業務方法及事業計画等を認
可制にするほか、所要の監督命令を出
せるといふふうな建前になっておるの
であります。また従いまして、独禁法
の規定もこの指定機関の行ふ正当な行
為には適用しないといふ建前になつて
おるのであります。

○佐本委員長代理 去る四月三十日本
委員会に付託せられた水谷長三郎
君外十三名提出、中小企業に對する官
公需の確保に關する法律案、下請代金
支払遅延等防止法の一部を改正する法
律案、百貨店法の一部を改正する法律
案、以上各案を一括議題とし、審査に
入り。中小企業に對する官公需
の確保に關する法律案について、趣旨
の説明を求め。八木昇君。

中小企業に對する官公需の確保に
關する法律案
中小企業に對する官公需の確保
に關する法律案

(目的)
第一条 この法律は、国及び公共企
業体が債務又は物資を調達する等
のため請負、買入その他の契約を
する場合において、中小企業に對
する割当を確保する措置を講じ、
もつて中小企業の事業活動分野の
維持とその健全な発達に資するこ
とを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律

第三十四号) 第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国又は公社(以下これを「国等」という)を当事者の一方とする契約で、国等以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をなすべきものをい

4 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業にあつては三十人)をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業組織法(昭和三十一年法律第 号)に規定する中小企業等協同組合(信用協同組合、火災共済協同組合及び同法第二十四条第一項又は第三項の事業を行う協同組合連合会を除く)をいう。

(中小企業者とするべき官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の量の国等がする官公需契約の総量に対する割合を定め、これを公表するものとす。

(各省各庁の長等の義務)

第四条 各省各庁の長及び公社の長は、毎会計年度においてする官公需契約につき、少くとも前条の規

定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長又は公社の長は、第三条の規定により公表された割合に達するため必要があるときは、それぞれ機関における契約における一般競争入札に関する法令又は規則の規定にかかわらず、官公需契約につき中小企業者

のみの競争に付することができ

る。

(実績の報告)

第六条 各省各庁の長は内閣総理大臣に対し、公社の長はそれぞれその主務大臣に対し、会計年度終了後三月以内に当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しななければならない。

(勸告)

第七条 内閣総理大臣は各省各庁の長又は公社の主務大臣に対し、公社等の主務大臣は公社の長に対し、各省各庁又は公社の官公需契約に關し必要な勸告をすることができ

る。

(審議会)

第八条 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命す

る。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ第三条の割合の決定につい

て調査審議するほか、中小企業者の官公需契約に關し内閣総理大臣に對し意見を申し出ることができ

る。

5 審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行についての必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

中小企業に対する官公需の確保に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込である。

〇八木(男)委員 たいま議題となりました中小企業に対する官公需の確保に關する法律案の提案理由を、提案者を代表して簡単に御説明申し上げます。

戦後の経済復興過程を通じ、保守党政府の一貫した独占資本擁護の経済政策によって独占資本は再建されましたが、それは一方において中小企業を犠

牲としてのみ可能であつたわけであり、中小企業は残された狭隘な市場をめぐって、その相互間の過度競争は激化するばかりでありまして、さらに最近では大企業による中小企業分野への進出は製造、販売その他すべての部門で顕著となり、中小企業者の存立に重大な脅威を与えておるわけでありま

す。今日中小企業問題は、単なる経済問題としてばかりでなく、重大な社会問題として存在しておるのであります。こうした中小企業問題の根本的な解決は、国の財政、金融その他万般に及ぶ総合的な施策を待つて初めて可能であることは言うまでもないのであります。しかし現実にはこのような施策が望み得ない今日の段階において、せ

めて中小企業者の事業活動の分野を可能な限り確保していく措置がとられていかねばならないと信ずるものでござい

ます。その意味において、まず国及び公共企業体等が率先してこの問題に對処すべきであると考えるのであります。アメリカにおいては国防省の総予算のうち一割以上を中小企業に発注しな

なければならぬとの規定が施行せられております。このことはわが国における官公需品の発注が大企業に偏し、中小企業はほとんど顧みられないのと比べて特に重視されなければなりません。昭和三十一年度における国及び公共企業体並びに地方公共団体等の物件費の総額は九千億をこえる膨大な額に上り、かりにこのうち一割以上を中小企業に確保するとしましても、毎年一千億に及ぶ需要が保証されるわけであり

ます。そこでまず国及び公共企業体のなす物資の調達、工事の請負その他の契約について、中小企業に對し一定割合を確保せんとするのが本法律案の目的であります。

この法律案の内容の概要は次の通りであります。まず第一に、学識経験者を中心に構成された中小企業官公需確保審議会において、国及び公共企業体が中小企業者となすべき官公需契約の割合を調査審議せしめ、その答申に基づき内閣総理大臣がその割合を公表することとしたのであります。

次に各機関にその公表された割合に達するよう努力する義務を負わしめ、その割合を達成するために必要がある場合は、契約の特例を設けて、中小企業者のみに対して競争入札を行うことができることとしておるのであります。

第三に、毎会計年度において中小企業者となした官公需契約の実績について、主務大臣または内閣総理大臣に對して報告をなさせしめ、一方官公需契約を達成するため、内閣総理大臣または主務大臣に必要な勸告を行わしめることとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。どうか慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

〇笹本委員長代理 次に下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案並びに百貨店法の一部を改正する法律案について、その趣旨の説明を求めます。田中武夫君。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和

三十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。
(下請代金の額)

第二条の二 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合は、下請代金の額として、下請事業者の使用する労働者の賃金の額が親事業者の使用する労働者の賃金の額に比して著しく不均衡となるような額を定めてはならない。

第三条中「及び下請代金の額」を「返品の条件、給付の受領の期日、下請代金の額、支払期日及び支払手段」に改める。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

一 下請事業者が給付の提供をした日の翌日から起算して十五日を経過した後も、なおその給付を受領しないこと。

二 下請事業者の給付を受領した日の翌日から起算して六十日を経過した後も、なおその給付に対する下請代金を支払わないこと。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

(罰則)

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

百貨店法の一部を改正する法律案
百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十七条」を「第十六条の二」に改める。
第二条中「(物品加工修理業を含む。)(物品加工修理業、飲食店営業又は喫茶店営業を兼営する場合においては、これらの営業を含む。)」に改める。

第七条の次に次の二条を加える。
(特定の営業方法の許可)
第七条の二 百貨店業者は、次に掲げる営業方法を採用しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

一 割賦販売
二 積立金組織による予約販売
三 特定顧客に対する限定展示即売
四 製造業者の即売のための売場提供
五 他人の委託を受けて行う販売

2 百貨店業者は、前項各号に掲げる営業方法に関し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた内容(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容)に該当しない行為をしてはならない。

内容(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容)に該当しない行為をしてはならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

7 仕入先との取引の規制
第七条の三 百貨店業者は、次に掲げる事項につき、通商産業省令で定めるところにより、当該事項の一般的基準を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。

一 商品の宣伝費の一部を当該仕入先に負担させる場合におけるその割合及び方法
二 仕入商品の返品条件
三 仕入後における仕入価格の値引条件
四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合の条件

2 百貨店業者は、前項各号に掲げる事項に関し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた一般的な基準の内容(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容)に該当しない行為をしてはならない。

用して当該物品の購入を独占してはならない。

4 第五条の規定は第一項の許可に、前条第四項の規定は、第一項の許可を受けた一般的な基準に準用する。

2 通商産業大臣は、第七条の第二項の許可をした後において同項各号に掲げる営業方法が中小商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至つたと認めるとき、又は第七条の三第一項の許可をした後において同項の行為が仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法又は当該一般的な基準を変更すべきことを命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消又は命令をしようとするときは、百貨店審議会の意見を聞かなければならない。

2 審議会は、百貨店業の調整に関する事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。この場合において、通商産業大臣は、必要な措置をとらなければならない。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者のうちから二人を、通商産業大臣が任命する。

4 第四章中第十七条の前に次の二条を加える。
(店舗に関する制限)

16 日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社は、その所有に係る土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

3 第七條の二第一項又は第七條の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

17 報告及び検査
17 通商産業大臣は、この法

律に規定する権限を実施するため
必要な限度において、百貨店業者
若しくはその団体から必要な報告
を徴し、又はその職員をしてその
店舗、事業所若しくは事務所に立
ち入り、業務の状況、帳簿書類、
設備若しくは商品の検査をさせる
ことができる。

2. 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人の請求があつた
ときは、これを提示しなければな
らない。

第十八条及び第二十条第二号中
「第十二条の下に第一項」を加える。
第二十一条を次のように改める。
第二十一条 次の各号の一に該当す
る者は、三十万円以下の罰金に処
する。

一 第六条第一項の許可を受けな
いで店舗を新設し、又はその床
面積を増加した者
二 第七条の二第一項若しくは第
二項又は第七条の三第一項若し
しくは第二項の規定に違反した者
三 第十条第二項の規定による命
令に違反した者

附則
1. この法律は、政令で定める日か
ら施行する。

2. この法律施行の際この法律によ
る改正後の百貨店法(以下「新法」
といふ)第二条の規定により百貨
店業を営むこととなる者は、新法
第三条の許可を受けたものとみな
す。

3. 前項の規定により新法第三条の
許可を受けたものとみなされた者
は、この法律の施行の日から三十

日以内に、新法第四条第一項各号
に掲げる事項を記載した届出書に
新法第四条第二項に規定する書類
を添付して、通商産業大臣に提出
しなければならない。

4. この法律施行の際現に百貨店業
者である者のうち、新法第二条の
規定により店舗の床面積を増加す
ることとなるものは、新法第六条
の許可を受けたものとみなす。

5. この法律施行の際現に百貨店業
者である者は、通商産業省令で定
めるところにより、新法第七条の
二第一項及び第七条の三第一項の
許可をこの法律施行後二月以内に
受けねばい。

6. この法律施行の際現に国、地方
公共団体、日本国有鉄道、日本専
売公社及び日本電信電話公社がそ
の所有に係る土地又は施設を百貨
店業者の店舗の用に使用させてい
る場合においては、その使用につ
いては、新法第十六条の二の規定
は適用しない。

7. この法律施行の際現に百貨店密
議会の委員である者は、新法第十
三条及び第十四条の規定にかかわ
らず、この法律施行後六月を限り
在任する。

○田中(武)委員 ただいま上程されま
した下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案の提案理由の御説明
を申し上げます。

去る二十四国会で成立を見ました下
請代金支払遅延防止法の施行後の経緯
を見ますと、一般に好景気がうたわ
れた経済の情勢にもかかわらず、下請
代金の支払い遅延は依然として改善さ

れず、また下請代金の額が不当に低
く押えられているため、そのしわは結局
下請事業の労働者の賃金に寄せられ、
大企業と中小企業における賃金格差は
ますます大きく開きつつあるものであり
ます。すなわち、法の施行後本年の二
月までにおける下請代金の支払い状況
を公正取引委員会の実態調査によつて
見ますと、一千の下請工場のうち今
なお半数が九十日を超えざる形での交付
を受けている状態であり、また最
近労働省が発表した三十一年度職種別
等賃金実態調査によりますと、全産業
について一千万以上の企業に働く労働
者の賃金を一〇〇%とすると、五百人
から九百九十九人までの企業の賃金は
八四%、百人から四百九十九人までが
七七%、三十人から九十九人までは七
一%、十人から二十九人までの企業にお
ける労働者の賃金に至ってはわずかに六
〇%という状態であり、前年度に比し大
企業と中小企業の賃金格差は一段と大
きくなつていようであり、従いまし
てこうした下請事業者並びにそこに従
事する労働者の利益を守り下請取引の
公正を確保せんとするものであります。

本法律案の内容は次の通りであります。
一つには、親事業者が下請事業者
に対して支払う下請代金の額は、不当
に低いものであってはならず、下請事
業の労働者の賃金が、親事業者の労働者
の賃金に比して著しく不均衡となるこ
とが当然予想されるような下請代金の
額を下請事業者に押しつけることにな
らぬように規定してあります。

その第二は、親事業者が下請事業者
に対し交付する書面には、単に下請代
金の額だけでなく、返品の条件、換取
期日、支払期日、支払手段を明記させ

ることとしたのであります。次に
下請代金の支払いが不当に遅延するこ
とを防止するため、検取期日を物件の
引渡し後十五日、支払期日を検取後六
十日と規定することとしたのでありま
す。従いまして、これらの期日を経過
したものは不正な取引の対象として
規制せられることになるわけでありま
す。これによつて、従来支払期日の不明
のために骨抜きとなつていた法の内容
を充足し、本来の目的の達成をはから
んとするものであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内
容の概要であります。何とぞ慎重御審
議の上、早急実現のために御賛成あら
んことをお願い申し上げます。

次に、ただいま上程せられました百
貨店法の一部を改正する法律案の提案
理由を御説明申し上げます。去る二十
四国会におきまして特に百貨店業の事
業活動を調整し、中小商業の事業活動
の機会を確保する目的をもつて百貨店
法の制定を見たのであります。施行
後約一年を経た今日、その経緯を顧み
ますと、法の目的はかえつて無視せ
られ、遂に既存の百貨店を保護するよ
うに運用されて参つたのであります。

すなわち、同法附則第三条にいう工事
施行中のものにつきましては、許可の
申請をなしたものの七十四件のうち七十
件に対し営業の許可を与え、その売場
面積は三千万平方メートルも激増いた
したのであります。さらに加ふるに、同
法第六条に基づく店舗の新設の許可はす
でに十三件の多くに達しているのであ
ります。法の運用を適正ならめめるため
特に衆参両院において行われた付帯決
議は、公共団体の土地または施設の利

用、並びにタリシナル施設の設置を禁
止し、また中小商業者の利益を阻害す
るような不正な事業活動を厳に戒め
ていたのであります。これらはすべ
てほどと化し、通商産業大臣はむしろ
積極的に既存の百貨店の保護育成に努
力を払い、百貨店審議会もまた法の公
正な運用に何らの貢献もいたさなかつ
たのであります。そこでわが社会党は
ここに百貨店法の一部を改正する法律
案を提出し、法の本来の目的を達成す
るため、百貨店の事業活動を規制し、
不当な店舗の拡張を制限し、もつて中
小商業者の公正な利益を確保せんとす
るものであります。

その内容のおもなるものは次の通り
であります。まず第一に、店舗の床面
積について従来の物品販売業を営むも
ののほかに飲食店営業または喫茶店營
業を営むものも加算することとし、百
貨店の不当な売場面積拡張の手段を封
鎖することとしたのであります。

第二は、割賦販売、積立金組織によ
る予約販売その他特定の営業方法に関
し、それが中小商業の利益を著しく害
するおそれある場合は通産大臣は許可
を行なつてはならないこととしてい
るのであります。

第三は、百貨店がその優位な立場を
利用して、仕入先たる中小企業者に対
し、返品、値引きその他不正な仕入
れ行為を行うことを禁止しているの
であります。

第四は、百貨店審議会の公正な運営
を期すため、学識経験者のほかに中小
企業者を代表委員に任命すべきことを
明記し、中小企業者の利益を公正に守
る道を開いたのであります。

次に、国、地方公共団体その他政府

関係機関の所有する土地または施設を百貨店業の店舗の用に使用させることを禁じ、最後に百貨店業者の不正な販売行為、仕入れ行為を規制するため、特に公正取引委員会にその判断をゆだねることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○笹山委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

次会は明十五日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕

合成ゴム製造事業特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月十七日印刷

昭和三十一年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局